

計画管理課	主 な 業 務 内 容
管理係	・部内総務経理事務
予算係	・都市局、住宅局所管事業の補助金及び社会資本整備総合交付金等の交付
計画調整第一係	・都市計画の同意、都市計画事業の認可 ・地域プラットフォーム（PPP/PFI等）、小さな拠点
計画調整第二係	・土地収用法事業認定 ・所有者不明土地に関する事務
計画・景観係	・景観法、歴史まちづくり法の活用 ・屋外広告物に関する事務 ・九州圏広域地方計画に関する事務
盛土規制係	・盛土等規制法の制度運用支援 ・PPP/PFI、地方創生、地域振興に関する事務

建設産業課	主 な 業 務 内 容
建設業係	・建設業の許可、経営事項審査
経営支援係	・中小企業等事業協同組合の設立認可 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定
資力確保指導係	・建設業者の経営事項審査 ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律関係 ・中小企業等事業協同組合の設立認可
測量業係	・測量業者の登録、助言及び検査 ・建設コンサルタント及び地質調査業者の登録
建設工事適正化係	・ストックヤード運営事業者の登録
調査指導係	・建設業者の指導及び監督
調査係	・建設業の法令遵守の推進（立入検査）
指導係	・著しく短い工期事案に関する調査・勧告、建設資材製造業者等に対する立入検査等
適正取引係	・建設業の働き方改革及び社会保険推進関係 ・建設キャリアアップシステム
人材支援係	・特定技能外国人受入計画の認定 ・建設業の担い手確保 ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律関係
不動産第一係	・宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引業者の監督
不動産第二係	・マンション管理業者及びマンション管理業務主任者の登録及び監督
不動産第三係	・マンション管理業者及びマンション管理業務主任者の登録及び監督
鑑定評価指導係	・不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の登録及び監督
住宅宿泊管理業係	・住宅宿泊管理業者の登録及び監督 ・不動産特定共同事業の許可等及び不動産特定共同事業者等の監督 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく定期報告書等の受理
賃貸住宅管理業係	・賃貸住宅管理業者の登録 ・宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引業者の監督
特定転貸事業適正化係	・特定転貸借契約にかかる法令遵守の推進に関する事務

都市整備課	主な業務内容
企画調査係	・立地適正化計画関係 ・3D都市モデル、スマートシティ、都市構造可視化関係 ・街路交通調査費関係 ・都市計画大臣同意に係る技術的審査 ・官民連携まちづくり関係 ・中心市街地活性化基本計画関係 ・歴史まちづくり、景観関係 ・国際競争拠点都市整備事業(都市再生緊急整備地域)関係
街路係	・街路事業関係(都市・地域交通戦略事業、連続立体交差事業、地下街防災推進事業、駐車場法含む) ・街路事業認可の技術的審査
市街地係	・土地区画整理事業関係 ・市街地再開発事業関係(都市局所管)
公園係	・国営公園の整備計画、事業計画等 ・地方公共団体が管理する都市公園の都市計画事業関係 ・造園施工管理技士資格者証の交付事務等 ・災害復旧・復興関連(熊本城復旧支援等) ・グリーンインフラ、UD等公園緑地関係
都市再生係	・都市再生整備計画関係(都市構造再編集集中支援事業等) ・まちなかウォーカブル推進事業関係
都市復興調整係	・都市防災総合推進事業関係(技術指導係の担当を除く、液状化HM検討を含む) ・災害復興関連(熊本地震、令和2年7月豪雨等。但し市街地係の担務を除く)
技術指導係	・盛土等規制法関係 ・緊急盛土対策事業関連 ・都市防災総合推進事業関係(盛土基礎調査) ・宅地耐震化推進事業関係(大規模盛土造成地調査・対策工事) ・都市災害復旧事業

住宅整備課	主な業務内容
住宅・宅地係	・公的賃貸住宅の管理に関する業務 ・住宅事業に関する業務
住宅事業係	・公営住宅建設事業に関する業務 ・住宅地区改良事業に関する業務
市街地事業係	・住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整備事業 ・市街地開発事業関係(住宅局) ・暮らしにぎわい再生事業関係(住宅局)
建築安全係	・耐震改修促進計画の策定に関する業務 ・建築物の安全対策に関する業務 ・指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関の監督に係る技術的事項等
建築業務係	・一級建築士の登録、処分 ・建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者の登録、処分 ・指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関の登録、監督 ・定期報告制度における資格者証の交付事務等 ・登録省エネ判定機関の登録、監督
住宅防災調整係	・住宅セーフティネット制度に関する業務 ・家賃債務保証業者の登録、監督等 ・空き家対策の推進に関する業務 ・熊本復興関連事業(災害公営住宅事業等の住宅局所管)